

議案第53号

八幡浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び八幡浜市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和6年6月10日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び八幡浜市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(八幡浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第1条** 八幡浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則<u>第140条の6第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則<u>第140条の6第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

(八幡浜市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部改正)

**第2条** 八幡浜市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例(平成26年条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) <u>第140条の66第1号イ</u> に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(員数)</p> <p>第3条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する者)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数 <u>(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)</u> によることができる。)は、原則として次のとおりとする。なお、第1号被保険者の数は、法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において見込まれる第1号被保険者の数とする(次条において同じ。)</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) <u>第140条の66第1号ロ(2)</u> に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(員数)</p> <p>第3条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する者)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数 _____</p> <p>_____ は、原則として次のとおりとする。なお、第1号被保険者の数は、法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において見込まれる第1号被保険者の数とする(次条において同じ。)</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

